

分野別情報**第7回農薬専門調査会確認評価第三部会(非公開)議事概要**

平成19年9月12日(水) 14:00~17:40

議事概要:

1)チオベンカルブ

・審議の結果、0.009mg/kg体重/日を一日摂取許容量(ADI)とし、評価書(案)を一部修正の上、農薬専門調査会幹事会に報告することとなった。

2)フルトラニル

審議の結果、0.087mg/kg体重/日を一日摂取許容量(ADI)とし、評価書(案)を一部修正の上、農薬専門調査会幹事会に報告することとなった。

<参考>

1)除草剤で、水稻等に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。

2)殺菌剤で、水稻、ばれいしょ等に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。

1)、2)はポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

[プライバシーポリシー](#)